

※不在者投票宣誓書兼請求書は、市ホームページからダウンロードできます。また、市役所及び各支所にも配置しています。

②投票用紙等の交付(常陸大宮市選挙管理委員会→本人)

常陸大宮市選挙管理委員会で選挙人名簿に登録されていることを確認した後、投票用紙等が請求書に記入された滞在先に送付されます。

③不在者投票(滞在先の選挙管理委員会)

投票用紙等が届いたら、**その郵便物を開封せずに滞在先の市区町村選挙管理委員会に持参して、投票してください。**

※滞在先の市区町村選挙管理委員会以外で、投票用紙等に記入をしたり、同封の不在者投票証明書の入った封筒を開封すると不在者投票ができなくなります。

※不在者投票のできる日時は、滞在先の市区町村選挙管理委員会にお問い合わせください。

※**投票用紙等の郵送に時間を要しますので、早めに手続きを行ってください。**

・郵便等による不在者投票

身体に重い障がいがある方で、一定の要件に該当する方は、自宅などで郵便等による不在者投票をすることができます。

1 郵便等投票証明書の申請手続き

①「郵便等投票証明書」の交付申請

【必要な書類】 ア 申請者本人が署名した申請書

(申請書は、市ホームページからダウンロードできます)

イ 身体障害者手帳または戦傷病者手帳もしくは介護保険の被保険者証

②「郵便等投票証明書」の交付

市選挙管理委員会で申請書等を確認し、郵便等投票証明書を郵送します。

※選挙に先立って交付を申請することができます。また、郵便等投票証明書の有効期限が切れている方や紛失された方は、交付の再申請を行ってください。

2 投票用紙等の請求手続き

①「投票用紙等」の請求

【必要な書類】 ア 請求者本人が署名した請求書

(請求書は、市ホームページからダウンロードできます)

イ 郵便等投票証明書

②「投票用紙等」の交付

市選挙管理委員会において請求書を確認後、「投票用紙等」を郵送します。

③不在者投票

投票用紙等を受け取り、候補者氏名を記入し、市選挙管理委員会に郵送してください。

※投票用紙等の請求は、**8月23日(水)**までに本人から選挙管理委員会に請求してください。

【郵便等による不在者投票ができる方の区分表】

手帳等の種類	障がい等の種別	障がい等の程度
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障がい	1級、2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい	1級、3級
	免疫、肝臓の障がい	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹の障がい	特別項症～第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がい	特別項症～第3項症
介護保険被保険者証	要介護状態区分	要介護5